

(別添2)

電力取引監視等委員会紛争処理規程

制定 平成27年9月1日
20150901電委第9号

電力取引監視等委員会

(指名の欠格等)

第1条 電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。以下「委員等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第37条の2第3項に規定するあっせん委員（以下「あっせん委員」という。）又は法第37条の3第2項に規定する仲裁委員（以下「仲裁委員」という。）に指名しない。

- 一 委員等又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
 - 二 委員等が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。
 - 三 委員等が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- 2 委員会は、既にあっせん委員又は仲裁委員に指名された委員等が事件の当事者と前項の特別な関係にあることが分かったときは、速やかに当該指名を取り消さなければならない。
 - 3 前2項の規定は、法第37条の3第3項の規定により、仲裁委員を委員等のうちから当事者が合意によって選定した者につき委員会が指名する場合には適用しない。

(担当することができない旨の申出)

第2条 委員等は、前条第1項各号に規定するときのほか当該事件に関し自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情があるときには、事件を担当することができない旨を委員会に申し出なければならない。

(代理人及び補佐人)

- 第3条 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができます。
- 2 当事者は、代理人の権限について、書面で証明しなければならない。
 - 3 当事者又は代理人は、あっせん委員及び仲裁廷（3人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(手続の分離又は併合)

第4条 あっせん委員又は仲裁廷は、適當と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合することができる。

(あっせんをしない場合等の通知)

- 第5条 委員会は、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号。以下「令」という。）第2条の4第2項の規定による通知に当たっては、あっせんをしないものとした理由を附する。
- 2 委員会は、令2条の5第2項の規定による通知に当たっては、あっせんを打ち切った理由を附する。

(あっせんの答弁書の提出の要求)

第6条 委員会は、令第2条の4第1項の規定による通知に当たっては、相当の期間を指定して答弁書の提出を求めることができる。

(複数のあっせん委員によるあっせんの審理の指揮)

第7条 複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任しなければならない。

(委員等に関する事実の開示)

第8条 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、委員等について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実の要旨を当事者に対して開示しなければならない。

2 前項の規定による開示は、令第2条の7第1項の規定により名簿の写しを送付するときのほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行わなければならない。

(仲裁地)

第9条 仲裁地は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁地は東京都とする。

3 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、前2項の規定による仲裁地にかかわらず、適當と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

- 一 合議体である仲裁廷の評議
- 二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取
- 三 物又は文書の見分
- 四 前2号に掲げるもののほか、事実関係につき行う調査

(準備手続)

第10条 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるとときは、仲裁委員の1人又は2人をして争点又は証拠の整理その他の準備手続を行わせることができる。

2 仲裁の審理期日に仲裁委員の1人又は2人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行うことができる。

3 前2項の規定により準備手続を行った仲裁委員は、当該準備手続の後最初の審理期日までに、欠席した仲裁委員に対しその結果を報告しなければならない。

(仲裁判断書)

第11条 仲裁判断書には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁判断を行った仲裁委員がこれに署名しなければならない。ただし、第4号及び第5号に掲げる事項については、当事者がこれを記載することを要しない旨を合意している場合又は仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部若しくは一部について当事者が和解し、当事者双方の申立てがあつたときにその和解の内容を仲裁判断とする場合においては、この限りでない。

- 一 当当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 代理人があるときは、その氏名及び住所
- 三 主文
- 四 事実
- 五 理由
- 六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

(証拠資料の閲覧)

第12条 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会事務局において閲覧できるようにする。

(あっせん又は仲裁の手続に係る資料の公開)

第13条 あっせん又は仲裁の手続においてあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料の公開については、委員会が決定するところによる。

(あっせん又は仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)

第14条 あっせん又は仲裁の手続に関してあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた事実の公表については、委員会が決定するところによる。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。